

## 京都府学校給食用一般物資納入業者選定条件

- 1 指定した規格の物資を量目を正確に継続して納品できること。
- 2 原則として学期間同一価格で納品できること。
- 3 物資の納入に当たって、指定の日時と場所に搬入できること。
- 4 物資カルテに必要な情報を提供できること。
- 5 物資の安全を確保するために府学給が指示する製造・配送上の対策を講じることができること。
- 6 特別の事情がない限り、府学給が指示する検査を受けること。
- 7 施設設備が衛生的に完備されていること。
- 8 従業員の衛生管理が十分行われていること。
- 9 学校給食に深い理解を有し、協力的であること。
- 10 会社経歴及び経営状況が正常かつ良好であること。
- 11 納税義務が履行されていること。
- 12 引き続いて2年以上同様の営業に従事していること。
- 13 原則として京都府内に本店及び製造施設があること。ただし、当該物資について、京都府内に本店及び製造施設がある登録業者がない場合は、この限りでない。
- 14 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者。
  - (1) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (7) 暴力団及び(1)から(6)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者